

平成29年度第2回米子市地域福祉計画策定委員会議事録

平成30年3月27日 午後2時開会
米子市役所 401会議室

1 開会

2 福祉政策課長挨拶

(大橋次長)

福祉政策課長の大橋です。最近はすっかり暖かくなり、今日も外に出かけたくなるような、なんだかウキウキする陽気となりました。そのような中で、本日はこの地域福祉計画策定委員会の開催となり、少し心苦しいような気もしますが、委員の皆様におかれましては、お忙しいところご参加いただき、誠にありがとうございます。本市では、来年度から地域福祉計画の改定を予定しておりますが、本日は、平成29年度の地域福祉計画の取組状況について、担当者から報告させることといたしております。どうぞ忌憚のないご意見を賜りますよう、お願い申し上げます。

3 事務局の紹介

(中本係長)

本日は、オブザーバーとして、米子市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）の田村課長と谷口主事にお越しいただいておりますので、紹介します。

(市社協 田村課長)

米子市社会福祉協議会の田村です。よろしくお願いいたします。

(市社協 谷口主事)

米子市社会福祉協議会の谷口です。よろしくお願いいたします。

4 会議の成立について

(中本係長)

本日は吉岡佐知子委員、植村ゆかり委員、吹野陽一委員、木村定雄委員の4名が所用のため欠席されるとの連絡をいただいております。出席委員は11名です。米子市地域福祉計画策定委員会設置要綱第5条第3項の規定により、15名の委員のうち、半数以上の委員の出席がありますので、本日の会議は成立したことを報告します。

5 会議趣旨説明

(中本係長)

本日の委員会では、地域福祉計画の平成29年度の進捗状況について、担当者から説明を行いますが、昨年度の委員会と同じように、説明は、計画に定めております重

点項目に絞らせていただきます。計画のその他の部分について、ご不明な点等ありましたら、ご質問いただきましたら、その都度事務局から回答させていただきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、これ以降の議事の進行につきましては、米子市地域福祉計画策定委員会設置要綱に基づき、松本委員長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

6 会議の全部公開について

(松本委員長)

では、ここからは私が議事を進行させていただきます。

議題に入る前に、本会議は全部公開の会議となっておりますので、全文議事録の作成と、議事録のホームページ上での公開について、ご了承いただけますでしょうか。

(はいとの声)

7 議題 第4期米子市地域福祉計画の平成29年度の取組状況について

(松本委員長)

それでは議事に入りしたいと思います。第4期米子市地域福祉計画の平成29年度の取組状況について、事務局から説明をお願いいたします。

(山崎主幹)

福祉政策課の山崎です。私から、地域福祉計画の重点項目の平成29年度進捗状況について、説明させていただきます。

資料とあわせて、地域福祉計画の63ページをご覧ください。米子市地域福祉計画では、4つの重点項目を定めています。1つ目が「地区版の地域福祉活動計画策定の推進」、2つ目が「災害時の要援護者避難支援の取組推進」、3つ目が「生活困窮者自立支援制度の取組推進」、4つ目が「地域包括ケアシステムの構築に向けた取組推進」です。これら4項目の今年度の取組状況について、資料に沿って説明をさせていただきます。

まず「地区版の地域福祉活動計画策定の推進」についてです。地区版の地域福祉活動計画は、各地区の住民が主体となり、身近な地域における生活上の課題やその解決方法、又は社会資源の活用などについて話し合い、地域の福祉活動を実践していくための計画です。米子市では、地域福祉コーディネーターが市社協に1名配置されており、その地域福祉コーディネーターを含む数名の市社協のスタッフが市内各地区を訪問し、地区版地域福祉活動計画の啓発活動や、計画策定に向けての支援を行いました。

今年度は、福生西地区と福生東地区で計画が完成する見込みで、その結果、策定地区数が累計で9地区となります。両地区の計画の概要は資料のとおりです。

両地区の計画策定においては、地区内の全世帯を対象としたアンケート調査を行っておられまして、これはかなり高い回収率であったと聞いております。また、各種団体等からの意見票による調査を行っておられます。計画では、それらの調査結果を基に、主要な取組を3項目に絞って組み立てられています。資料にもありますので、ご

覧いただければと思います。そして、その3項目それぞれの分野で、関係が深い住民の方を集めた分科会を設けられ、話し合いを重ねて計画にまとめられました。

この分科会には市の職員も何度か出席させていただきました。結果として、計画が完成したことはとても素晴らしいことですが、何よりも、住民主体でこのような会議が開催され、自分たちの生活上の課題や、解決方法、地域の資源の活用方法などについて話し合われたこと自体が、大変有意義であったと考えております。

この地区版の地域福祉活動計画は、毎年2地区ずつ策定していくことを目標としており、本来であれば、29年度末時点で11地区の計画が完成していなければならないところですが、9地区しか完成していないのが現状です。まだ計画を策定していない地区に積極的に声かけを行い、新規開拓していくことが必要であると同時に、計画づくりのプロセスに問題がないか、検証が必要だと考えています。

資料の2ページ目の中段に地域福祉コーディネーターの主な業務内容を記載しています。地域福祉コーディネーターは、地域住民主体の活動の支援を行ったり、公的サービスと住民をつなぐ役割を担いますが、現在、市社協に1名配置されているのみです。本日、オブザーバーとして出席していただいている市社協の谷口さんがその地域福祉コーディネーターでして、日々、市内中を飛び回って活躍していただいておりますが、1人ではとても市内全域をカバーしきれないのが現状です。今後、次の地域福祉計画の改定作業の中で、この地域福祉コーディネーターの配置の在り方について、増員を含めて検討していく必要があると考えております。

次に、重点項目の2点目、災害時の要援護者避難支援の取組推進についてです。災害発生時において、避難行動に支援が必要な方に迅速かつ安全に避難していただくためには、事前の状況把握と、早期救助の支援体制の構築が必要です。また、このような体制づくりは、当然、支援をする側の生命を守ることに繋がりますので、大変重要と考えております。

具体的な取組として、まず、(1)要援護者リストの作成と管理を行っています。これは、災害対策基本法に基づき、避難行動に支援が必要な方を把握するために作成しているものです。このリストは、市が保有しているデータを基に作成しており、紙台帳の状態にして、市で保管しており、災害発生時には、消防等に提供されます。リスト登載の対象者は資料のとおりです。

次に(2)要援護者登録制度です。先ほど説明しました要援護者リストは、個人情報保護の観点から、平常時は市から外部に提供しておりませんが、災害発生時に円滑に避難支援や救助を行うためには、平常時から、自治会等に要支援者の情報を提供し、災害に備えておく必要があります。

そこで、避難支援活動に必要な情報を記載した要援護者個別支援プランを作成するとともに、その情報を自治会や民生委員に提供することに同意する登録をしてもらっています。平成30年3月15日時点で、登録者数は3,261人、情報の提供を受け入れた自治会数は238です。

次に(3)支え愛マップづくりの普及についてです。支え愛マップとは、住民が作成する、避難に支援が必要な方の情報やその方を支援する方の情報、避難経路などを盛り込んだ地図のことです。県と市から補助金が出ておりますが、なかなか手が挙が

らないのが現状で、マップづくりの意義等を、丁寧に説明していく必要があるものと考えています。

このマップづくりも、冒頭に説明しました地区版の地域福祉活動計画と似たところがあり、マップという成果物が完成することはもちろん重要ですが、何よりも、マップづくりをきっかけにして、近所の住民が集まり、どこに支援が必要な方がいて、その方の避難を誰が支援するのか、どのルートで、どこに逃げるのかというようなことを、日ごろから話し合っておくということに大きな意味があるものと考えています。

次に（４）福祉避難所についてですが、現在米子市では、7つの社会福祉法人と協定を結んでおり、市内13か所の高齢者施設や障がい者施設を福祉避難所に指定しています。福祉避難所とは、災害が発生すると、皆さんはまずは体育館などの近くの指定避難所に避難してもらうのですが、高齢者の方や障がい者の方で、一般避難所での避難生活が困難な方の二次的避難所として位置づけられた避難所です。福祉避難所の運営は市が行います。

今年度、協定を結んでいる全法人を防災安全課の職員と我々が一緒に訪問し、災害時の協力体制や課題等について確認を行いました。全ての法人で、災害時には、まずは施設入所者の安全確保を優先する必要があるが、福祉避難所の運営には臨機応変に、できる限り協力すると言っていたいております。

なお、福祉避難所は、協定上は、避難する場所を提供してもらうだけですので、施設側は入所者用の災害備蓄品は用意していても、避難してこられた方のための備蓄品は用意していません。そこで、今年度、避難者用マットレスを購入し、福祉避難所に備蓄する予定としています。

次に、重点項目の3点目、生活困窮者自立支援制度の取組推進についてです。生活困窮者自立支援法に基づき、事業を実施しております。まず（１）自立相談支援事業ですが、この事業は市社協に委託しています。業務の内容は資料のとおりですが、生活困窮に関わるさまざまな問題を抱える方が相談に来られており、それらの問題を整理し、相談者に寄り添った支援を続けていただきながら、必要に応じて関係機関へ繋いでいただいております。資料にありますように、相談対応件数が今年度大幅に増えておりますが、この要因について、詳細な分析はしておりませんが、この事業が広く周知されてきたことが要因の一つではないかと考えております。

次に（２）住居確保給付金についてですが、これは、離職された方で就労能力と就労意欲がある方のうち、住宅を喪失している又は喪失恐れのある方に対して家賃相当の給付金を支給する事業で、福祉課が所管し、専任職員1名を配置し、相談業務、申請受付、申請後のフォローを行っています。この事業に関しては、先ほどの自立相談支援事業と異なり、申請件数は減少傾向です。

次に（３）学習支援事業です。米子市では、生活保護家庭やひとり親家庭の小学4年生から中学3年生を対象に、毎週土曜日にふれあいの里で、「こども未来塾」の愛称で学習支援を行っています。ボランティアのスタッフとして、島根大学の学生や元教員に参加していただいております。学習支援ボランティアが9人、島根大学の学生が26人、見守りボランティアが10人登録されています。

今年度から新たに専任のコーディネーターを1名配置し、指導体制の強化を図った

ところ です。

次に資料にはありませんが、生活困窮に関連して、こども食堂についてお話をさせていただきたいと思 います。

全国的に子ども食堂の動きが活発になっており、米子市でもいくつか子ども食堂を行って られる団体があります。今のところ、子ども食堂は民間団体が主体となっ て行われてお りまして、市として子ども食堂を行う予定はありませんが、例えば、市の媒体を利用して子ども食堂の広報を行ったり、食材を提供する側との調整を行うなど、市ができる範囲で、子ども食堂への支援について検討していき たいと考えてお ります。

最後に4点目の地域包括ケアシステムの構築に向けた取組推進ですが、ここからは、長寿社会課の担当から説明をいたします。

(河田課長補佐)

長寿社会課の河田でございます。私からは、地域包括ケアシステムの構築に関する取組状況について説明をさせていただきます。

(1) 高齢者を地域全体で支えるための体制整備の①地域の社会資源及び住民ニーズの把握についてですが、一つ目として、長寿社会課に配置しております生活支援コーディネーターと地域包括支援センターとで、インフォーマルサービスを集約いたしました。以前から集約はしておりますが、内容を更新して一覧表にしておりまして、今後も地域に向けて情報を提供していき たいと考えてお ります。

次に、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査ということで、地域ごとの特性を明らかにする調査を行いました。地域の強みや弱みについて分析をしております、今後地域での会議などでそれらの情報を提供して取組の基礎資料としていき たいと考えてお ります。

②圏域地域ケア会議につきましては、個々の高齢者に対する自立支援の方策について検討したり、「まちケア会議」という名前をつけておりますが、住民の支え合いをテーマとした地域ケア会議を、各包括支援センター又は地域ごとに実施しました。そこで課題が出てきて、その課題について協議を行いました。回数は、資料のとおりです。先ほど話のありました福生東西の地区版地域福祉活動計画の委員会も、まちケア会議として、包括支援センターや生活支援コーディネーター、地域福祉コーディネーターが参加しています。

③高齢者の総合的な相談対応は、資料に件数が出ておりますが、今年度は、ショッピングセンターへの出前相談や、集会所への出前相談を行い、相談窓口を広げました。

(2) 在宅医療・介護の連携推進の①在宅医療の一層の周知として、平成25年から毎年開催しております在宅医療推進フォーラムは今年度も行いました。公民館での講座も、医師会の御協力を得ながら実施しております。もしものときのあんしん手帳も引き続き配布しております。

②は医療・介護の行政レベルでの関係作りということですが、医師会と、二次医療圏である西部9市町村や県と、連携などについて毎月意見交換会を行っています。また、多職種が集まる西部ケア研究会への参加や、医師とケアマネージャーが連携しやすいようなツールの作成、また入退院調整ルールへの参画なども行っております。

(3) 地域包括支援センターの機能強化ですが、地域包括ケアシステムの要となるセンターですので、職員の資質の向上を行っております。さまざまな研修がある中で、今の一番課題である、精神疾患を抱えた方が高齢になり、どのようなサービスを提供していくのかというところで、まだ力不足ですので、対応する研修を2回行いました。薬剤師会も在宅へ目を向けておられますので、こちらとも意見交換会を重ねました。

地域包括支援センターの運営につきましては、目標を定めて、実施計画に基づき業務を遂行しておりますが、自己評価のシステムを取り入れました。ただし、自己評価ですので、客観的な視点で評価するため、併せて各センターへのヒヤリングを行いました。今後の地域包括支援センターの在り方につきましては、運営協議会で検討を続けていただくこととしております。

(4) 支え合いの地域づくりについてですが、介護予防等の啓発はもとより、「やってみらいや塾」という自主的な介護予防の取組や、ふれあい・いきいきサロンなどに支援を行いました。また、専門的な視点で効果的な取組を実施していただくべく、理学療法士、作業療法士や、健康運動指導士などを派遣しました。

地域で活動する人材の発掘に関しては、やってみらいや塾ではサポーターが300名弱おられますが、その方たちのフォローアップ講座を推進しました。また、地域での活動が活発な、例えば永江地区などで、地域包括支援センターが声かけをして、ボランティアの発掘をしました。

②では、生活支援コーディネーターによるふれあい・いきいきサロンの支援に関しては、サロンの統括者全員にアンケートを行った結果、マンネリ化や後継者不足などの問題を把握しましたので、講師を派遣し、支援を行いました。

そのほか、資料にはないですが、認知症サポーターの養成を行いましたし、認知症行方不明者捜索模擬訓練も1か所で実施しました。認知症カフェの委託事業も行っております。

③介護支援ボランティア制度ですが、今年度の登録者数は、計画数は達成する見込みですが、78名と少なくなっております。広報は行っておりますが、介護に移行されてしまったり、更新されていなかったりということがあって、昨年度より数が減っています。

④ですが、先ほどの説明にもありました地域福祉コーディネーターには、地域に出ただき、地域ケア会議等に参加していただいております。

⑤民生委員の訪問活動ですが、今年度、高齢者実態調査を市と民生委員が協力して行いました。支援や見守りが必要な高齢者について、市と民生委員とで情報を共有しております。

最後に、中山間集落見守り協定についてですが、米子市では22の事業者と協定を結び、それらの事業者から通報をしていただいております。協定の締結に関わらず、通報をもらうことはありますが、協定を締結することによって、事業者の意識が高まっているのではないかと推察しているところです。

説明は以上です。

(松本委員長)

ありがとうございました。ただいま事務局から計画の重点項目について説明がありましたが、委員の皆さんからご意見、ご質問をお受けしたいと思います。

(中村委員)

学習支援事業について伺います。対象児童が小学校4年生から中学校3年生までということですが、学習は積み重ねが大事なので、小学校4年生でたくさん分らないところから始めるよりも、小学校1年生から見てあげて、積み重ねて分かるようにしてあげたほうがよいのではないかと思います。いかかでしょうか。

(大橋課長)

学習支援事業は週1回土曜日に行っており、全市から児童を集めているので、バスを利用して来ていただいています。しかし、バスに乗っている時間が長くなってしまい、あまり小さい子だとそれが苦痛になってしまうということで、4年生からを対象としています。委員のおっしゃることは全くそのとおりでして、将来的に、地域で行うことができるようになると、1年生からでも始められると思いますので、そのためにどのようなことが必要かということが検討課題だと考えております。

(中村委員)

学習習慣が大切だと思いますので、なるべく小さいときから学習支援の機会があればいいと思います。

(仲田委員)

福生西地区は、地域福祉推進委員会を立ち上げておられますが、これは社会福祉協議会で行っているのでしょうか。

(山崎主幹)

委員会の立ち上げは地域の方が主体的に行っておられますが、その支援ということで市社協に入っているということですか。

(仲田委員)

この委員会は、社会福祉協議会の中の組織というわけではないのですか。

(山崎主幹)

違う組織です。あくまでも地域の住民が立ち上げておられる委員会です。

(池田委員)

私は福生西地区に住んでおりましたので、この委員会の中で、子育て支援のところが担当させてもらいましたので、実際の取組について、少し説明をさせていただきます。

私は、地域でお世話になりながら、地域の状況を全く知らずに、自分の周りの小さな範囲のことしか分からなかったのですが、退職してからは、何か自分にできることはないかと考えていました。その後、いろいろ学ばせてもらって、公民館で「子育て応援日」の取組を始めて、14年が過ぎました。今日は今年度の最後でしたので、子どものさよならの会をしてきました。福生西の子育て支援の分科会の際に、そのような取組を知らなかったという方もおられましたので、早速広報に掲載してもらい、回覧もしました。マンションなどにお住まいの方の中には自治会に入っていない方もおられますが、お子さんを連れて公民館に遊びに来られたときに、チラシなどを持って帰られて、その後口コミで広がっています。実際にこの取組に根が生えてきて、安定感が出てきたように感じています。

(仲田委員)

なかなか立派なことをしておられると思います。組織の中ではなく、別に委員会を立ち上げて行っておられるということですが、この委員会はトップの方がおられて、その方が各分科会を仕切っておられるということですか。

(山崎主幹)

今日は、市社協の方に来ていただいておりますが、この委員会の立ち上げから深く関わっていただいておりますので、説明をしていただきたいと思います。

(市社協 谷口主事)

福生西地区の地域福祉推進委員会は、26名程度の地域住民を主体とした委員に集まっていただいて組織しています。全体の推進委員会は、子育ての分野の方もいらっしゃれば、高齢者分野の方など、さまざまな方が同じテーブルで話をします。その後、具体的に活動計画を考えるときに、それぞれの分野ごとに会を分け、高齢者分科会では10数名、子育て支援分科会でも10数名、防災・防犯対策分科会でも10数名という構成で、計画の内容を検討しました。最後の委員会で計画案が承認されましたので、今後はそれを周知していくこととなります。計画を「見える化」するために、計画のパンフレットを作成し、全戸配布していくことになりました。

(仲田委員)

委員長はどのような方ですか。

(市社協 谷口主事)

委員長は地区の社会福祉協議会の会長になっていただいております。

(市社協 田村課長)

地区の社会福祉協議会には理事会、評議員会というものがありますが、そのメンバーが委員とは限りません。その地域の中で頑張っておられる方が参加しています。

(仲田委員)

社会福祉協議会とは別の組織だが、地区の社会福祉協議会の会長が音頭を取ってやっておられるということですね。分かりました。

(吉岡副委員長)

要援護者の避難支援について伺います。要援護者リストの登載者数が17,426人に対し、要援護者登録者数は3,261人と、およそ6分の1です。登録に同意する人と同意しない人がおられるわけですが、理由があって、自分から名乗り出られない人たちもおられると思います。実際に災害があったときに、そのような人たちの避難をどう支援していくのかという点について、何か考えがありましたら教えてください。

(山崎主幹)

まず、要援護者リストの登載者数と、要援護者登録者数が乖離している理由についてですが、はっきりした理由を申し上げるのは難しいのですが、一つは、自分は支援が必要であるという情報をあまり出したくないといった考えをお持ちの方がいらっしゃると思います。また、市の周知不足もあって、単純にこの制度をご存知でない方もいらっしゃると思います。登録ができていない方の避難支援をどのようにするかということですが、そのような方のことを一番知っておられるのは地域の方だと思います。したがって、例えば支え愛マップというようなツールを使って、住民の方で集まっていたいただき、「あの家にはこのような方がおられるので、災害時には避難を支援しましょう」というような話をしていただけるように、啓発を続けていきたいと考えています。

(吉岡副委員長)

市は要援護者リストの17,416人の情報を持っておられますので、周知不足があれば確実に周知を行うということは必要ですし、また、地域の方たちで分かっているという一番いいですが、最終的には、市の誰かがすぐに対応できるような体制を用意しておくことも必要だと思います。

(中曾委員)

高齢者の調査を行ったときに、一緒に要援護者登録の話もしたのですが、手挙げ方式ですので、どうですかと勧めても、「まだ元気だからいいわ」と言われる方が多かったように思います。また、個人情報を出したくないという方もおられます。我々民生委員はだいたい情報は把握できておりますので、対象となる方には登録を勧めています。

(仲田委員)

防災、災害と出てきますが、どのような災害かということが全く出てきていません。原発の災害か、地震か、津波か、災害によって対応が全く異なると思います。ここで考えられているのは地震でしょうか。

(山崎主幹)

地震とは限りません。土砂災害もありますし、河川氾濫もあります。言われたとおりでして、防災安全課では原発や地震など、災害に対応した訓練を行っておりますが、要支援者の避難支援活動との連携という面では、まだできておりません。リストの作成、活用、マップの作成、活用、福祉避難所への避難などは、すべて一連のもので、防災安全課とも連携して、災害に応じた要支援者避難の訓練をしていく必要があると思います。今はそれができていない状況ですが、今後検討していきたいと考えています。

(仲田委員)

災害によって、対応が全く異なります。原発の場合は家から出てはいけませんし、津波の場合は高いところへ避難しなければなりません。そのような具体的な対応を想定していかなければいけないと思います。市が行った訓練も、何をポイントにしているのか、よくわかりません。どんな災害があって、ここに集まるとか、どこに逃げるとか、具体的なものがないといけないと思います。

(松本委員)

今、仲田委員からお話がありましたように、何を対象にしているのか、全く分かりません。ただ単に災害となっています。以前に要援護者登録制度を勧めるために、民生委員にお願いされた経緯があったと思います。それから3、4年経過し、高齢者の方の中には亡くなられた方もおられると思います。それに対して、繰り返しの調査もない。全市的な災害が起こったとき、市の職員だけで対応できるかということ、限界があると思います。情報を市から出すと言われていますが、災害が起きた時点で情報が下りてくるのであって、その前には情報が来ないわけです。そこで登録制度が必要になりますが、亡くなられた方や、新たに入ってこられた方もおられますので、一定期間ごとに登録作業を繰り返し行う必要がありますが、それをしないのはおかしいじゃないかという声が地域でもありました。私もそのあたりについて不思議な気がしています。

(中本係長)

ありがとうございました。今、要援護者登録制度についていろいろなご意見をいただきましたが、本当にごもっともな意見ばかりです。市の状況をお話しさせていただきますと、恥ずかしながら、まだ第1歩目の段階です。これは包み隠さずお話しておきます。速やかに、今お話いただいたことに向かわなければならないと思っておりますが、防災部局と福祉保健部局との連携が不十分で、例えば、登録制度に関する再

調査に関しても、まだ具体的な方法を決めかねているような状況です。原発なのか、津波なのか、地震なのかという話がありましたが、今は、どんな災害であっても避難支援が必要な方の登録をしておきましょうという、間口の段階とさせていただければと思います。今後は、常に登録情報を最新の状態に更新して、災害の種類によって、地域防災計画と連携して実際にどう行動するのかということを考えていく必要があると思います。

(中曾委員)

福祉避難所のことですが、私は県地区ですが、以前災害がありまして、その後、市が協定を結ぶ前に、県地区で博愛苑と協定を結びました。今こうしてたくさん福祉避難所ができたということはとてもいいことだと思います。以前の災害のときも、博愛苑は、支援が必要な方の避難を受けてくださって助かりました。

お伺いしたいのですが、資料にはマットレスが8枚とありますが、これは一つの施設に8枚ということでしょうか。

(山崎主幹)

マットレスとは、避難所で横になって休んでいただくための、折りたたみのマットレスのことです。今そのような物も福祉避難所には配備しておりませんので、これから購入し、各福祉避難所に配らせていただく予定です。

(中曾委員)

すみません。できましたら、体育館とか、そういうところにも少し置いていただけたらと思います。体育館に避難したときに、椅子にも座ってられない方がおられて、長椅子をベッド代わりにしたことがありますので、予算ができましたら、置いていただくといいと思います。

(松本委員長)

このマットレスは、1施設に8枚ということですか。

(山崎主幹)

そうです。

(松本委員長)

13施設あるので、100枚ちょっとになり、結構な数になりますが、それでも全然足りないということですね。

(山崎主幹)

福祉避難所について説明をさせていただきますと、協定では、福祉避難所の運営は市の職員が行うことになっていまして、協定どおりであれば、提供していただけるのは、原則はスペースのみです。そのスペースに市の職員を配置し、要支援者の方とそ

の家族の方に入っていただくことにはなりますが、昨年、各法人を回ってお話をさせていただきましたら、できる範囲で協力しますと言っていたので、ある程度、臨機応変に対応していただけるものと期待しています。

各施設では入所者用の災害用備蓄品を用意しておられますが、外から入ってこられた避難者のための備蓄品は、用意していません。このたびのマットレスが福祉避難所の備蓄品として初めてのものになります。まだ足りませんが、これから増やしていきたいと考えています。

(仲田委員)

それに関連して、私はデイハウスの運営委員をしていますが、第二次避難所に福祉施設を使うということで、施設はぎりぎりで行っているのに、何人も避難して来られたら、とてもじゃないがやっていけないという話も出ています。福祉避難所には市の職員の方が応援に行かれるということでしょうか。

(山崎主幹)

はい。市の職員がスタッフとして入るということです。

(仲田委員)

それから、地域包括支援センターの運営委員もしていますが、センターからは非常に丁寧に説明してもらったりしておりまして、とてもよい組織だと感じています。

(松本委員長)

要援護者の登録についてですが、登録を希望する方が現在3,261人ということですね。この登録は、自治会の方にフィードバックしてもらっているのですが、これが平成27年に届いて、その後更新されていないような気がします。これがどのくらいのサイクルで更新されていくものなのか、また、どのくらいのスパンで集計されるものなのかということが気になります。3月15日現在でこれだけということですが、どれくらいの間隔で数字を把握されるのかということをお伺いします。

(山崎主幹)

先ほど中本も触れたのですが、そのあたりについては我々も問題意識を持っておりまして、おっしゃるように、個人支援プランについては、公民館にも協力いただきながら作成したのですが、その後更新がされていません。情報が古くなっておりまして、こちらの更新を進めていかなければいけないのですが、どのように更新をしていけばいいかということについて協議をしているところで、今後作業内容を決めて、とりかかる予定です。更新サイクルについては、私の考えですが、1年に1回程度は情報は見直す必要はあると思いますが、それは更新の方法との兼ね合いもありますので、それも含めて検討をさせていただきたいと思います。

(松本委員長)

先ほど松本館長からもお話がありましたが、長寿社会課の職員さんが公民館まで出向いていただいて、登録を促すような働きかけをされたのですが、その後、周期的にされていないようですし、あと一番問題となるのは、自治会数が米子市で419くらいあるのですが、そのうちの200余りが蚊帳の外になってしまっているということで、そこに目を向けて、促していくということが必要だと思います。

それから、資料4ページの一番上の表で、29年度にマップ作成が3地区、ステップアップが2地区とありますが、これまでのトータルはどれくらいでしょうか。

(市社協 谷口主事)

県と市の補助金でマップ作成をしていただく事業が、平成24年度から始まっておりまして、平成24年度から平成29年度までで、延べ72自治会に補助金を利用していただいております。ステップアップ事業につきましては、マップ作成の補助金を受けた自治会が、その後再度取り組む場合に受けられる補助金として、58自治会がマップ作成の補助金を受けられ、10自治会がさらにステップアップ事業に取り組まれています。

(松本委員長)

ありがとうございます。それから、先ほど説明のありました福祉避難所についてですが、福祉避難所の運営は市が行うということで、市がどこまでを責任をもってされるのかというところをお聞かせください。

(山崎主幹)

まず、市は、福祉避難所の開設をして、本部との連絡調整、避難者の受入れと避難者名簿の管理などを行います。ただし、避難してこられた方のケアについては、原則、付き添いの方にしていただくということを想定しています。

(松本委員長)

避難所運営は市が主体的にされるということですね。分かりました。

それから、資料の5ページに住居確保給付金ということで、支給限度額等が書いてありますが、これは、1回きりの支給でしょうか。

(山崎主幹)

これは、1回きりではございません。3ヶ月間が基本的な区切りです。3ヶ月の間に就職が決まり自立された方は、当然そこで終わりですが、3ヶ月経っても、何らかの正当な理由があって、自立ができないという方については、もう3ヶ月の延長が認められます。最大で9ヶ月まで延長できます。

(中曾委員)

要援護者登録のところで、提供自治会数についてですが、自治会の中でも、支援を

必要とする方のないところは全部はずしてある数だと思います。県地区でもそういうことで数が減っております。

(山崎主幹)

そもそも、自治会の中での要支援者がいらっしやらない所は除かれているということですね。そのとおりです。

(松本委員長)

ほかに意見はありますか。

出尽くしたかどうかわかりませんが、たくさんの意見が出ましたので、事務局の方はこれらを参考にさせていただいて、次の計画の参考にさせていただければと思います。

(松本委員長)

そのほかのことで、皆さん、何かございますか。

(井上委員)

今後のことになりますが、新しい地域福祉計画の構造では、この計画が最上位に来て、子ども、障がい者、高齢者の福祉を統括していくような役割を果たすというように位置付けが変わりますので、今後、それらをきちんと統合するような進め方をしていきたいと思います。昨日も障がい者支援課の方と話をしたのですが、精神障がい者の一人暮らしの問題というのは、絶対に障がい者個人だけの問題では済まないです。家族が面倒をみるかどうか、これがすごく大きいです。家族が見放して面倒を見ないこともあります。それと、近所の人との関係ということもあります。この問題は、障がい者問題の中で収まらないのに、現状では障がい者問題という枠の中で語られてしまっています。今まで、子どもの問題にしても、高齢者の問題にしても、各課で話し合われているのですけれども、それでは、家族や地域との関係が全然繋がりません。地域の中で暮らす障がい者、高齢者、子どもということで、分野を分けなくて、一緒に考えていただきたいと思います。そうしないと、問題は解決しないと思います。

(松本委員長)

貴重な意見をありがとうございました。ノーマライゼーションという言葉がありますが、それを含んだ話だと感じました。

(王島委員)

平成30年度から改定作業に入ることですが、第4期の計画は、平成32年度までが計画期間となっています。平成32年度までは現計画の取組状況を毎年確認していくのですか。平成30年度からどのように扱われるのか教えてください。

(中本係長)

現時点では、次の計画の改定作業は平成30年度から入り、2年くらいかけて行い

たいと考えています。そうしますと、来年度のこの次期にはまだ改定後の計画はできていないということになりますので、新しい計画ができるまでは、引き続き現在の計画の進捗管理を行っていきたいと考えています。ただし、現在の策定委員の皆様が平成30年6月27日までとなっております。次期委員の構成については変更を検討しております。進捗管理の方法については、委員さんの意見によっては変更するかもしれませんが、実績報告は行いたいと考えております。

(井上委員)

次期計画への希望ですが、地域計画が上位計画となるとすれば、ここに加わっていただく市役所の課も、障がい者、高齢者、子どもなど、皆さんが加わらないとだめだと思います。各課の方が連携して地域で問題を解決する手法を目指していただきたいと思います。そうしないと、問題は永久に解決しないと思いますので。それから、前回、地域福祉計画の骨子案を提出しましたが、あれは出しただけで承認はされていないとの説明を受けたのですが、どこかで検討はしていただきたいと思います。

(中本係長)

一つ目の件ですが、おっしゃるとおりです。次期策定委員会の事務局構成については、当然、福祉政策課のみならず、子どもの担当、障がい者の担当、高齢者の担当や、まちづくりに関する部署などと連携していきたいと考えています。二つ目の件ですが、当然、提案してもらって終わるということは考えておりませんので、今後検討させていただきたいと思っております。

(松本委員長)

ほかに何かありますかでしょうか。

ないようですので、事務局から何かありますか。

(中本係長)

先ほど少し触れましたが、策定委員の任期が平成30年6月27日までとなっております。つきましては、今回の策定委員会が、現在の委員構成で開催する委員会としては最後となる予定です。つきましては、事務局を代表しまして、福祉保健部長の斉下より委員の皆様にお礼を申し上げたいと思います。

(斉下福祉保健部長)

福祉保健部長の斉下でございます。最後に一言、お礼のご挨拶をさせていただきたいと思っております。

事務局からも説明させていただきましたが、この委員構成での委員会はこれで最後ということですのでございまして、皆様には、現計画の策定ですとか、取組状況の報告におきまして、いろいろと大切な御提案や御意見をいただきまして、本当にありがとうございました。平成30年度から、次の地域福祉計画の策定に向けて作業を始めることにしておりますが、今までいただきました貴重な御意見をいい形で反映できるように

取り組んでいきたいと思っております。今後とも、皆様にはいろいろと御意見をいただいたり、御支援をいただいたりすることになると思います。是非、また変わらずご協力をお願いいたします。本当に今までありがとうございました。

(松本委員長)

皆様の御協力によりまして、策定委員会の委員長を無事務めることができました。心からお礼を申し上げます。平成30年度から計画の改定作業に入られるということですが、市民の皆さんにとって、よりよい計画ができますことを願っております。

本日はお忙しいところ、本当にありがとうございました。これで閉会といたします。